

看取り介護に関する指針

さわやか介護支援センター

千葉県松戸市常盤平陣屋前7-13

1. 基本精神

人生の終末を迎える際、人は終末期を過ごす場所及び行われる医療等について自由に選択できる環境が必要である。当事業所では、終末期にある利用者に対し、利用者本人の意思と権利を最大限に尊重し、本人の尊厳を保つと共に、安らかな死を迎えるための終末期にふさわしい最善の介護を行う。

2. 在宅における終末期の考え方

医師の診断に基づいて、心身機能の障害や衰弱が著名で明らかに回復不能な状態であり、かつ近い将来確実に死に至ることが差し迫っている状態が、終末期と考えられる。しかし、終末期は、個々の病態において様々である。かかりつけ医師が状態や経過を観察し、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した場合を終末期とする。

以下の点についても配慮等が必要である。

- ・最期を住み慣れた自宅で迎えたいと願う本人に対して行われる
- ・全人的な観点から本人の身体的、精神的苦痛の緩和や日常生活の援助、家族へのケアが行われ、本人、家族の生活の質の維持・向上が目標とされる
- ・本人の尊厳、家族への精神的支援に十分配慮しながら行われる
- ・本人、家族と保健・医療・介護・福祉の各関係専門職種が十分なコミュニケーションを取りながら協力して行われる

3. 在宅での看取りの視点

在宅での看取りとは、利用者が長年過ごした自宅で主に家族が精神的にも時間的にも主介護者となり、親しい人々に見守られ、自然に死を迎えられるための支援にある。しかし、終末期に課程においては、死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜、変化することも考えられる。このことを踏まえ、利用者、家族に対して以下の事項を予め確認し理解を得ておく。

(1) 在宅における医療体制を理解してもらう

- ・かかりつけ医を明確にした上で、訪問診療と訪問看護を基本に医療を行う
- ・緊急時は訪問看護師の報告などに応じて医師が指示を行う

原則24時間体制で行う

(2) 在宅での医療の特徴を理解してもらう

(3) 在宅での看取りに対する本人、家族の同意を得る

ここで重要な点は本人、家族、関係専門職種がそれぞれ想定している具体的な治療やケアに差異がないかどうかを確認すること

(4) 介護保険サービスについての助言

介護保険の対象となる方には、訪問系サービスや福祉用具貸与などを中心に本人や家族に適したサービスを受けることが可能であることを適切な時期に助言する。必要に応じて居宅介護支援事業所や関係機関と連携をとる。

4. 在宅での看取りの具体的な支援内容

① 本人に対する支援

〔身体的ケア〕 バイタルサインの確認/療養環境の整備/安寧・安楽への配慮/清拭、入浴など清潔への配慮/栄養と水分の適切な補給/口腔ケア/スキンケア/排泄ケア/身体的苦痛(発熱、呼吸困難、疼痛)の緩和

〔精神的ケア〕 コミュニケーションを重視/人権、プライバシーの尊重/受容する姿勢/本人にとって居心地の良い環境をつくる/安心感の提供

〔医療処置〕 医師の指示に基づいた処置(点滴など)/症状緩和のために医療処置を医師の指示のもと行う

②家族に対する支援

- ・関係専門職へ相談しやすい環境を整える
- ・家族の身体的・精神的負担への配慮
- ・家族関係への支援
- ・家族の希望や心配事への対応
- ・死後の援助(グリーフケア)を行う

4. 看取りの実施

家族が在宅で看取りを行うことを希望した場合には、訪問看護師は医師による訪問看護指示書に基づき看護計画を、また介護保険サービス利用者には介護支援専門員が、医師、訪問看護師、訪問介護員、状況によっては療法士、薬剤師、栄養士等と協働してケア計画を作成する。

関わる在宅スタッフは、本人が尊厳を持つ一人の人間として、安らかな死を迎えることが出来るように、

本人、家族への支えともなり得る、身体的、精神的支援に努める。

5. 看取り実施における役割

○訪問介護員

- ・きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
- ・身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
- ・本人、家族と十分にコミュニケーションをとる
- ・看取りの状態観察、食事。水分摂取量の把握、浮腫、尿量、排便量などのチェックときめ細やかな経過記録の記載
- ・いつもと違う状態(呼吸・意識・顔色など)の時は訪問看護師に連絡する
- ・カンファレンス開催の時の参加

○介護支援専門員

- ・継続的な家族支援(連絡、説明、相談、調整)
- ・看取りにあたり多職種協働のチームケアの連携強化
- ・カンファレンスへの参加
- ・死後のケアとしての家族支援と身辺整理
- ・緊急時連絡方法の確認

6. 夜間緊急時の連絡と対応について

24時間体制を敷いている当事業所の緊急対応体制に基づいて適切な連絡及び対応を行う。